



各 位

平成 23 年 8 月 12 日

東京都品川区西五反田五丁目2番4号
株 式 会 社 メ ン バ ー ズ
代 表 取 締 役 社 長 剣 持 忠
(コード番号 : 2130)
問い合わせ先: 経営企画室 高野 明彦
TEL: 03-5843-5333

従業員に対するストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、会社法第 236 条、第 238 条および第 240 条の規定に基づき、当社従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtockオプション付与を目的として新株予約権を発行する理由

当社従業員の当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、ストックオプションとして新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 22 名 (計 400 個)

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 400 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、当社が合併を行う場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、その他株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式の数の調整を行う。

(3) 発行する新株予約権の数

400 個

なお、新株予約権 1 個あたりの目的である株式数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。ただし、前項に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。

(4) 新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（ただし、取引が成立しない日を除く。）における名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）、または、新株予約権の割当日の終値（ただし、当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

- ① 当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が当社普通株式につき時価を下回る金額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合は（新株予約権の行使を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成25年8月29日から平成28年8月28日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

- ② 次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権を喪失し、権利行使はできないものとする。

(a) 新株予約権の割り当てを受けた者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでも

なくなった場合。

(b) 新株予約権の割り当てを受けた者が、禁固以上の刑に処せられた場合。

(c) 新株予約権の割り当てを受けた者が、新株予約権の第三者に対する質入れその他の処分をした場合。

③ その他の条件については、株主総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要す。

(9) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合、当社は無償で新株予約権を取得することができるものとする。

② 新株予約権の割当を受けた者が、当社取締役会決議または同決議に基づく新株予約権割当契約書において定める権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

(10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は、これを切上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編行為をする場合の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(2)に準じて決定するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③にしたがって決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権の行使可能期間

上記(6)に定める新株予約権の行使可能期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(6)に定める新株予約権の行使可能期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記(10)に準じて決定する。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ 新株予約権の取得条項

上記(9)に準じて決定するものとする。

(12) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(13) 新株予約権の割当日

平成23年8月29日